第14号様式（第８条関係）
（その１）



収　支　報　告　書

（令和　2　年分）

政治団体の区分	
□	政党
□	政党の支部
□	政治資金団体
□	特定パーティー開催団体
レ	その他の政治団体
□	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□	２以上の都道府県の区域等
レ	同一の都道府県の区域内

（ふりがな）　こじまとしふみこうえんかい

1. 政治団体の名称　小島敏文後援会

2. 主たる事務所の所在地　広島県世羅郡世羅町東神崎３６８番地２１

3. 代表者の氏名　奥田　正和

4. 会計責任者の氏名　住吉谷　章次

事務担当者の氏名　鎌倉　正樹

（電話）　0847-22-4055

資金管理団体の指定の有無	
□	有　　現・職
	公職の種類　　候補者等
	届出者氏名
レ	無

資金管理団体の指定の期間
令和　年　月　日　から
令和　年　月　日　まで

国会議員関係政治団体の区分	
□	政治資金規正法第19条の7第1項第1号
レ	政治資金規正法第19条の7第1項第2号
公職の種類	衆議院議員　現職
公職の候補者氏名	小島敏文

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和　年　月　日　から
令和　年　月　日　まで

※この欄は，記入しないでください。

整理番号	リスト消込	名寄せ	資産
100070	／	有・(無)	有・(無)

（その２）

収　支　の　状　況

１．収支の総括表

	十億	百万	千	円
（１）収入総額　（①＋②）				0
①（前年からの繰越額）				0
②（本年の収入額）				0
（２）支出総額				0
（３）翌年への繰越額　（(1)－(2)）				0

２．収入項目別金額の内訳

（１）個人の負担する党費又は会費	金額 百万	千	円	員数 百万	千	人
			0			0

| （２）寄附 | | | |

（その１７）

資　産　等　の　状　況

１　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備　　考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価格が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金及び通常貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残額が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その２０）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

１　領収書等の写し

２　監査意見書　（政党本部及び政治資金団体に限る。）

３　政治資金監査報告書　（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は，政治資金規正法に従って作成したものであって，真実に相違ありません。

令和　3　年　5　月　17　日

政治団体の名称　小島敏文後援会

会計責任者の氏名　住吉谷　章次　㊞

代表者の氏名（解散時のみ）　㊞

（備考）

１　「会計責任者の氏名」欄に記名押印又は署名すること。

２　解散時の場合にのみ「代表者の氏名」欄に記名押印又は署名し，政治団体解散届と併せて提出すること。

広島県選挙管理委員会
受付
-3.5.28
時 分

政治資金監査報告書

令和３年５月１７日

小島敏文後援会
代表　奥田　正和　殿

登録政治資金監査人　山中庸祐
登　録　番　号　第５１９号
研修修了年月日　平成２０年１２月１８日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、「小島敏文後援会」の令和２年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、「小島敏文後援会」の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。
なお、政治資金監査の対象期間においては、「小島敏文後援会」に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかった。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

３　業務制限

「小島敏文後援会」と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、「小島敏文後援会」と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上